

有明工業用水道事業（菊池地域）ウォーターＰＰＰ導入可能性調査業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

本要領は、有明工業用水道事業（菊池地域）ウォーターＰＰＰ導入可能性調査業務の契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続きについて、必要な事項を定めたものである。

1 業務の趣旨・目的

本業務は、現在整備計画中の有明工業用水道事業（菊池地域）の維持管理及び運営等における官民連携手法の導入可能性について調査・検討し、導入可能な場合には最適な事業形態及び導入時の課題等を整理することを目的とする。

2 業務概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 業務名 | 有明工業用水道事業（菊池地域）ウォーターＰＰＰ導入可能性調査業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「有明工業用水道事業（菊池地域）ウォーターＰＰＰ導入可能性調査業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約締結の日から令和8年（2026年）3月23日まで |
| (4) 契約限度額 | 23, 144, 000円（消費税及び地方消費税含む。） |

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者でないこと又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者でないこと又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がないこと。
- (6) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2項に規定する暴力団員及び同条第4項に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (7) 平成27年度(2015年度)以降の官公庁発注において、官民連携に係る業務を元請け又は共同で受注し、本業務の公告日までに業務を完了した実績を有すること。

4 実施スケジュール（案）

- | | |
|----------------|---------------------------|
| （１）公募開始 | 令和７年（２０２５年）７月４日（金） |
| （２）質問書の提出期限 | 令和７年（２０２５年）７月１１日（金）午後５時必着 |
| （３）質問への回答 | 令和７年（２０２５年）７月１５日（火） |
| （４）参加申込書の提出期限 | 令和７年（２０２５年）７月１７日（木）午後５時必着 |
| （５）参加資格確認通知 | 令和７年（２０２５年）７月２２日（火） |
| （６）提案書の提出期限 | 令和７年（２０２５年）８月１日（金）午後５時必着 |
| （７）審査実施（予定） | 令和７年（２０２５年）８月１２日（火） |
| （８）審査結果の通知（予定） | 令和７年（２０２５年）８月１３日（水） |

5 プロポーザルの実施手続

（１）実施要領等の配付

ア 配布期間

公募開始日～令和７年（２０２５年）７月１７日（木）（土日祝日を除く。）
午前９時～午後５時

イ 配布場所

１０の担当部署で配布するほか、熊本県ホームページからダウンロードできる。
熊本県ホームページ URL <https://www.soshiki/120/240117.html>

（２）質問・回答

本プロポーザルに参加を希望する者からの質問を次のとおり受け付ける。
なお、質問は提案書の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。

ア 提出書類

質問書（別記様式１）

イ 提出方法

１０の担当部署へ電子メールにより提出すること。

ウ 受付期間

令和７年（２０２５年）７月１１日（金）午後５時まで

エ 回答方法

質問書に対する回答は、質問者名を伏せた上で、令和７年（２０２５年）７月１５日（火）までに熊本県ホームページに掲載する。

（３）参加申込

ア 提出書類

（ア）参加申込書（別記様式２）

（イ）会社概要（別記様式３）

※会社概要がわかるパンフレット等を添付すること。

（ウ）法人の履歴事項全部証明書（発行から３ヶ月以内の原本。個人の場合は、地方自治法施行令第１６７条の４第１項第１号及び第２号に該当するものではないことを証する書類）

（エ）印鑑証明書（発行から３ヶ月以内の原本）

（オ）直近２事業年度分の貸借対照表及び損益計算書の写し

（カ）役員の一覧表

（キ）消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書（発行から３ヶ月以内

の原本)

- (ク) 熊本県の県税について未納がないことの証明書（発行から3ヶ月以内の原本。熊本県に本店、支店等がない場合は、本店の所在地の都道府県税について未納がないことの証明書）

※ただし、熊本県の入札参加資格を有している場合は、(エ)～(ク)に掲げる書類の提出を省略することができる。

- (ケ) 平成27年度(2015年度)以降に官公庁発注において、官民連携に係る業務を元請け又は共同で受注した実績を有する証明書（契約書の写し等）

イ 提出部数

各1部

ウ 提出期限及び提出方法

令和7年(2025年)7月17日(木)午後5時まで(必着)

10の担当部署に持参又は郵送(書留郵便に限る)とする。

エ 留意事項

参加表明書を提出したものの提案書の提出を辞退する場合は、参加辞退届(別記様式4)を10の担当部署に持参又は郵送(書留郵便に限る)により提案書の提出期限までに提出すること。

(4) 提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 提案書(別記様式5)

(イ) 履行実績(様式1)

(ウ) 実施体制(様式2)

(エ) 配置予定業務責任者の過去10年間の業務の実績(様式3)

(オ) 配置予定業務担当者の過去10年間の業務の実績(様式4)

(カ) 提案内容(様式5から様式8)

(キ) 見積書及び見積明細(様式9)

(ク) その他添付資料

イ 提出部数

正本1部、副本1部、審査用5部

ウ 提出期限及び提出方法

令和7年(2025年)8月1日(金)午後5時まで(必着)

10の担当部署に持参又は郵送(書留郵便に限る)とする。

エ 提案書の作成要領

(ア) 提案書作成上の基本事項

本件は、調査、検討における具体的な取組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本要領に記載された事項以外の内容を含む提案書、又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(イ) 提案書の作成方法

提案書の様式は別記様式5及び様式1～様式9までのとおりとする。なお、原則として、文字のサイズは11ポイント、サイズはA4版(片面)とする。

(ウ) 提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 履行能力	・記載する業務は、平成 27 年（2015 年）以降、公告日までに、履行が完了した工業用水道事業及び水道事業における PPP/PFI の導入可能性調査及び事業者選定支援アドバイザー業務を元請け又は共同で受注した実績を記入（様式 1）し、実績を証明する書類（契約書等）を添付資料として提出すること。 なお、添付書類で上記について確認できない場合は、申請した業務を評価しない。
(2) 実施体制	・配置予定の業務責任者及び業務担当者を記載する（様式 2 から 4）。 ・業務責任者とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行う者である。 ・業務担当者とは、実施する各分担業務の管理等を行う者である。 ・業務担当者は分担業務ごとに記載すること（様式 2）。様式は 5 名記載となっているが、適宜追加してもよい。 ・ただし、業務担当者が複数の場合、業務担当者の実績の評価対象とする業務担当者 1 名に○印を明記すること。評価対象とする業務担当者の明記がない場合は評価しない。また複数明記の場合には、評価点数は記入業務担当者全員（<u>様式 4 にて確認できる者に限る</u>）の平均（小数点以下切捨て）とする。 ・他のコンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合は、分担業務の内容、再委託先又は協力先、その理由（企業の特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない（様式 2）。 ・配置予定の業務責任者及び業務担当者は、過去に従事した実績を記載する（様式 3 及び様式 4）。 ・従事した実績とは、平成 27 年度（2015 年度）以降に工業用水道事業又は水道事業における PPP/PFI の導入可能性調査業務又は事業者選定支援アドバイザー業務を元請け又は共同で受注した業務に従事し、公告日までに履行が完了した実績のことをいう。 ・再委託として履行が完了した業務や照査業務の実績は評価しない。 ・業務の実績として確認できる添付書類は、業務概要、業務名、契約金額、発注機関名、受託者、履行期間、業務責任者、業務担当者の氏名等がわかる書類を添付すること。なお、添付書類で上記について確認できない場合は、申請した業務を評価しない。

(3) 提案内容	・ 6 審査方法等 (1) 審査基準 提案内容に記載のテーマ 1 から 4 について記載する。 ・ スケジュールには、発注者との打合せ等についても記入すること。 ・ 文字サイズは 11 ポイントとする。なお、文字サイズが 11 ポイント未満の記載については、評価対象外とする (図表は必ずしもこの限りではないが、文字が小さく読み取れないものは評価対象外とする)。 ・ 提案の作成にあたっては、曖昧な表現は避け、取組み方法を具体的に記載すること。なお、曖昧な表現は評価しない。 ・ 記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往の成果を用いることを認める。 ・ 記載様式は、様式 5 から様式 8 までとし、1 つの業務内容につき A4 版に記載する。枚数の指定はしない (枚数による点数の加減も考慮しない)。
(4) 提案価格	・ 本業務を受託するために必要な業務料を見積金額として、算定基礎も含めて明示すること。 ・ 参考見積は、積算の際の参考として用いることとする。 ・ なお、特定者には再度見積もりを依頼することもある。 ・ 記載様式は様式 9 とする。
(5) 事業者の取組	①熊本県ブライト企業の認定を受けている。 ②障害者就労施設等の製品等の調達実績 ③省エネルギー、エネルギーシフト等の推進 (事業活動温暖化対策計画書制度、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等) ④森林吸収量認証書の交付実績 (熊本県森林吸収認証制度実施要綱による) ⑤熊本県SDGs登録制度の登録 ⑥パートナーシップ構築宣言の登録 上記①から⑥に該当する場合は、別記様式 6 事業者の取組みに関する申出書とともに添付書類 (写し) を提出すること。

オ 留意事項

- (ア) 担当者の連絡先 (電話番号、電子メールアドレス等) を必ず記載すること。
- (イ) 提出期限までに提出されなかった書類は、いかなる理由でも受け付けない。
- (ウ) 原則として、提出後における提出書類の返却、差替え及び再提出は認めない。
- (エ) 提出された提案書の内容について、問合せを行う場合があるので、県が指示する期日までに回答すること。
- (オ) 提案内容を提出する際は、仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断で必要と思われる事項があれば、積極的に記載すること。ただし、提案見積書には当該追加業務に関する内容も含むものとする。
- (カ) 提案内容に記載した内容は、全て本業務における実施義務事項として事業者が実施すること。

6 審査方法等

(1) 審査基準

ア 審査項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（5名）が採点する。

審査項目	評価内容	配点
履行能力	平成 27 年度以降に工業用水道事業又は水道事業における PPP/PFI の導入可能性調査業務又は事業者選定支援アドバイザー業務を元請け又は共同で受注した実績を有しているか。	20 点
実施体制	業務責任者及び業務担当者は、履行能力に記載の業務に従事した実績があるか。	15 点
提案内容	(テーマ 1) 整備計画中新浄水場施設に係る維持管理業務に官民連携方式を検討する場合の最適なコスト比較検討方法を記載すること。 (テーマ 2) 整備計画中新浄水場における、民間事業者の意向調査を実施するにあたり、民間事業者へのヒアリング内容と民間事業者の具体的な選定方法について記載すること。 (テーマ 3) テーマ 1 及びテーマ 2 の方策以外に本業務を履行するうえで有効性のある提案 (テーマ 4) 本業務を実施する際の実現的なスケジュールの提案(テーマ 1 からテーマ 3 を含めた提案とすること)。	50 点
提案価格	見積書の価格	10 点
事業者の取組	①熊本県ブライト企業の認定を受けている。 ②障害者就労施設等の製品等の調達実績 ③省エネルギー、エネルギーシフト等の推進（事業活動温暖化対策計画書制度、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等） ④森林吸収量認証書の交付実績（熊本県森林吸収認証制度実施要綱による） ⑤熊本県SDGs登録制度の登録 ⑥パートナーシップ構築宣言の登録 上記①から⑥に該当する場合を評価対象とする。	5 点
		100 点

イ 評価の着眼点等は以下のとおり。

評価項目		評価の着眼点・評価基準
大項目	小項目	
履行能力	事業者の実績 (平成 27 年度 (2015 年度) 以降に工業用水道事業又は水道事業における PPP/PFI の導入可能性調査業務又は事業者選定支援アドバイザー業務を元請け又は共同で受注した実績)	・工業用水道事業における導入可能性調査又は事業者選定アドバイザー業務の実績 ・上水道事業及び下水道事業における導入可能性調査又は事業者選定アドバイザー業務の実績 ・該当なし
	事業責任者の実績 (平成 27 年度 (2015 年度) 以降に工業用水道事業又は水道事業における PPP/PFI の導入可能性調査業務又は事業者選定支援アドバイザー業務を元請け又は共同で受注し従事した実績)	同上
実施体制	事業担当者の実績 (平成 27 年度 (2015 年度) 以降に工業用水道事業又は水道事業における PPP/PFI の導入可能性調査業務又は事業者選定支援アドバイザー業務を元請け又は共同で受注し従事した実績)	同上
	(テーマ 1) 整備計画中の新浄水場施設に係る維持管理業務に官民連携方式を検討する場合の最適なコスト比較検討方法を記載すること。なお、着眼点・問題点及び解決策等を具体的かつ的確に記載すること。	・全般にわたり着眼点、問題点及び解決方法が具体的かつ論理的に整理されているか。 ・専門的知見に基づく提案がなされているか。 ・提案を裏付ける適切な根拠や類似実績等が明確に明示されているか。 ・提案された業務内容の実現性に強い説得力があるか。
	(テーマ 2) 整備計画中の新浄水場における、民間事業者の意向調査を実施するにあたり、民間事業者へのヒアリング内容と民間事業者の具体的な選定方法について記載すること。なお、着眼点・問題点及び提案内容等を具体的かつ的確に記載すること。	同上
	(テーマ 3) テーマ 1 及びテーマ 2 の方策以外に本業務を履行するうえで有効性のある提案	同上
提案内容		

	(テーマ4) 本業務を実施する際の実現的なスケジュールの提案(テーマ1からテーマ3を含めた提案とすること)	・テーマ1からテーマ3が反映されているか。 ・スケジュールに実現性はあるか。
提案価格	見積書	業務内容に対して提案価格は適切か。
事業者の取組(公告日現在)	①熊本県ブライト企業の認定を受けている	①熊本県ブライト企業の認定を受けている。
	②障害者就労施設等の製品等の調達実績	②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)があること。
	③省エネルギー、エネルギーシフト等の推進(事業活動温暖化対策計画書制度、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの承認等)④森林吸収量認証書の交付実績(熊本県森林吸収認定制度実施要綱による)	③事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等を受けていること。 ④森林吸収量認証書の交付実績(当該年度又は前年度)があること。
	⑤熊本県SDGs登録制度の登録	⑤熊本県SDGs登録制度に登録していること。
	⑥パートナーシップ構築宣言の登録	⑥パートナーシップ構築宣言をポータルサイトに登録していること。

(2) 審査方法

提案書について、審査基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見(採点等)を聴取し審査を行う。

(3) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(2)による評価の総合点が最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約候補者として選定する。なお、該当する提案者が複数の場合は、各選定委員による評価の総合点の平均点が最も高かった者を契約候補者とする。

イ 平均点が最も高い提案書が複数あった場合は、見積額が最も安価な者を契約候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、各選定委員による評価の総合点の平均点が60点未満(60%未満)の場合は、当該提案書を契約候補者として選定しない。提案者が1者の場合も同様とする。

(4) 失格事項

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に記載した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積金額が2(4)の契約限度額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

7 選定結果の通知

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について熊本県ホームページで公表する。

【公表事項】

- (1) 候補者名、総合点及び選定理由
- (2) 参加者の名称及び総合点

8 契約手続

- (1) 契約内容は、提案書等に基づき改めて契約候補者と協議を行い、見積書を徴した上で、別途設定する予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、協議が整わない場合又は契約候補者が辞退した場合は、次点の事業者と協議を行い、同様に見積書を徴した上で、予定価格の範囲内で契約を締結する。
- (2) 契約に当たっては、熊本県企業局会計規程第95条の規定により契約保証金を納付すること。なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。ただし、同条第2項又は第5項の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 委託料の支払いは精算払いとする。

9 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用等、プロポーザル参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は、契約候補者の選定以外に使用しない。
- (4) 提案書に含まれる著作権、特許権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (5) 提案者が1者の場合でも、本プロポーザルの選定は実施する。
- (6) 本業務の実施については、この要領に定めるものの他、必要に応じて別に定める。

10 担当部署及び問合せ先

熊本県企業局総務経営課 有瀬

電話 096-333-2597

電子メール ksomukeiei@pref.kumamoto.lg.jp